

2024年8月5日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

会社名 住江織物株式会社
代表者の
役職氏名 代表取締役社長 永田 鉄平
(コード：3501、プライム市場)
問合せ先 常務取締役 薄木 宏明
(TEL 06-6251-6803)

当社株式に係る保有状況報告書

2024年5月31日時点の当社株式の保有者から、別添のとおり保有状況報告書の提出がありましたので報告いたします。

当社は、提出した保有状況報告書について、東証が公衆縦覧に供することに同意いたします。

保有状況報告書

2024年 6月 18日

住江織物株式会社 (3501)

代表取締役社長 永田 鉄平 様

東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
日本生命証券管理部内

日本生命保険相互会社

代表取締役 清水 博



保有者の名称

代表者の役職・氏名

事務上の連絡先（役職・氏名）

事務上の連絡先（電話番号）

川嶋 勇人

03-5533-9611

下記のとおり、2024年5月31日時点で、純投資目的で保有する貴社株式につき、ご報告いたします。なお、当社は、貴社が、有価証券上場規程等の規定に従い、本保有状況報告書を株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）に提出すること及び東証が本保有状況報告書を公衆縦覧に供することに同意いたします。

記

1. 保有株券の数

476,796株

2. 発行会社との関係等

項目	無	有（その概要をご記載ください）
株式の相互保有	○	
人的関係（役職員の兼任、出身役員等）	○	
取引関係		一般的な保険取引が存在します。その他、資産運用手段のひとつとして実施している融資・不動産での取引が存在します。

<特記事項>（関係が有の場合、当該関係が純投資目的に影響を与えないと考える理由をご記載ください）

上記の取引はいずれも株式の保有に基づくものではなく、当該取引が当社の保険料等収入や資産運用収益等に占める割合も僅少です。なお、当社の統合報告書において、当社が保有する株式の保有目的を記載しているほか、当社が2014年9月5日に提出した変更報告書に記載しているとおり、株式の保有目的は純投資（収益性を投資判断の基準とする投資）です。

不動産に関する主な取引として、2015年3月25日付でプレスリリースをしている通り、当社は貴社が大阪府松原市で所有する土地を借地し、物流施設を開発しております。

融資取引においては、当社ホームページ、及び貴社が2023年1月5日・2024年1月31日に公表した資料に記載の通り、グリーンローンの契約を締結しているほか、通常のシニアローンがあります。

3. 最近5年間における純投資目的での売買実績（直近5件）

売買年月日	売買の数量	売又は買の別	市場内外取引の別（市場外の場合はその内容）
2021年12月13日	1,900株	売	市場内
2021年12月10日	2,500株	売	市場内
2021年12月9日	1,400株	売	市場内

2021年12月8日	2,500株	売	市場内
2021年12月7日	2,500株	売	市場内

4. 備考

(当社の利益相反の管理について)

日本生命保険相互会社（以下、「当社」）は、お客様の利益の保護に万全を尽くすため、以下の方針のもと、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）してまいります。

1. 利益相反管理の対象

当社は、当社およびその子金融機関等（以下、総称して「当社等」といいます。）がお客様と行う取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を対象として利益相反管理を行います。

なお、対象とする主な子金融機関等は、以下のとおりです。

- ・ 大樹生命保険株式会社
- ・ ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
- ・ はなさく生命保険株式会社
- ・ ニッセイアセットマネジメント株式会社
- ・ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

2. 対象取引の類型および特定

当社は、お客様が自己の利益を優先させてくれると通常期待される状況が存在し、以下に該当するような場合の取引を、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引として利益相反管理の対象といたします。

- ① お客様の不利益のもと、当社等が利益を得る可能性がある場合
- ② お客様の利益よりも他のお客様を優先する経済的その他の誘引がある場合
- ③ お客様との関係を通じて入手した情報を当社等が不当に利用して利益を得る可能性がある場合
- ④ その他お客様の利益が不当に害されるおそれのある場合

なお、利益相反管理の対象となる取引を特定するにあたっては、各会社の業務の内容や規模、特性等を勘案するとともに、個別具体的な事情に応じて決定いたします。

3. 利益相反管理の方法

当社は利益相反管理の方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、お客様の保護を適正に確保いたします。

- ① 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- ③ 対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- ④ 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当社等が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）

4. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理が適切になされるよう、営業部門から独立した利益相反管理統括部署の設置および責任者の配置を行い、当社等が行うお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引の情報を集約するとともに、対象取引の特定・類型化および管理を一元的に行います。

また、これらの管理体制を継続的に評価・検証し、新規の業務活動や、法令等改正等に対しても的確に対応してまいります。

以 上